

## 〇〇〇〇自主防災会規約(例)

(名称)

第1条 この会は、〇〇村自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことによ

り、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図る

ことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

(1)防災に関する地域の普及・啓発に関すること。

(2)地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

(3)地区防災計画及び防災マップの作成に関すること。

(4)防災訓練の実施に関すること。

(5)地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止・消火活動、救

出・救護、給食・給水、避難所運営等に関すること。

(6)避難行動要支援者の把握又は個別計画に作成に関すること。

(7)防災資機材等の整備に関すること。

(8)他組織との連携に関すること。

(9)その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、〇〇地区に居住する世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 若干名

(3)会計 1名

(4)班長 若干名

(5)監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は〇年とする。ただし、再任するすることができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動

の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1)規約の改正に関すること。

(2)地区防災計画の作成及び改正に関すること。

(3)事業計画に関すること。

(4)予算及び決算に関すること。

(5)その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第8条 幹事会は、会長、副会長、会計及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1)総会に提出すべきこと。

(2)総会により委任されたこと。

(3)その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(地区防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防災及び軽減を図るため、地区防災計画を

作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

(1)地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2)防災知識の普及に関すること。

(3)災害危険の把握に関すること。

(4)防災訓練の実施に関すること。

(5)地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救

護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の運営、防災資機材の

整備及び他組織との連携に関すること。

(6)その他必要な事項

(会費)

第10条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。